

議案第67号

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法の一部が改正されたことにより、成年被後見人等を消防団員の欠格条項から削除することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和52年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(議案第67号) 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人</u>又は<u>被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p>